主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人飯沢進の上告趣意は、憲法違反を主張する部分があるけれども、第一審公 判調書に「刑訴二七一条二項」と印刷されているのは「刑訴二九一条二項」の明ら かな誤記と認められるから、右違憲の主張はその前提を欠くし、その余の所論は同 四〇五条に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認めら れない。

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二七年一二月一六日

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介
裁判官	小	林	俊		Ξ
裁判官	本	村	善善	太	郎